

# 重要事項説明書

## (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

お客様に対する小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第3条7に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者の概要

事業者名称	有限会社 サポートスタッフほほえみ
主たる事務所の所在地	東京都八王子市檜原町 1102 番地 5
法人種別	営利法人
代表者名	矢島 清子
電話番号	042-655-1561

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 まめ・まめ
指定事業者番号	1392900708
所在地	東京都八王子市犬目町103-24
電話番号	042-620-5830
FAX 番号	042-620-5831
営業日	365日
営業時間（訪問サービス）	24時間
同（通いサービス）	（基本時間）7時から22時まで
同（宿泊サービス）	（基本時間）22時から7時まで
通常の事業の実施地域	地域包括支援センター川口圏域 八王子市
登録定員： 29人 通いサービス：1日15人 宿泊サービス：1日 5人	※ 当事業所は、原則として利用要望・変更に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう通い・訪問・宿泊において適切な介助を行い、地域での生活が継続できるよう支援することを目的とする。
運営の方針	在宅生活を継続したいご利用者のご家族の願いや希望を受容し、それらを実現して頂けるように支援していきます。

### 4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従事者の職種		員数	勤務の体制
管理者		1名	常勤・介護職員兼務
介護従業者	介護職員	6名以上	
	看護職員	1名以上	看護師又は准看護師
計画作成担当者	介護支援専門員	1名以上	常勤・介護職員兼務

### 5 サービス利用料金

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

月単位月額自己負担金額(令和元年10月介護報酬改正)1割又は2割3割負担

(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1割負担の場合)

要支援1 ( 3, 450単位 )	3, 737円
要支援2 ( 6, 972単位 )	7, 551円
要介護1 ( 10, 458単位 )	11, 327円
要介護2 ( 15, 370単位 )	16, 646円
要介護3 ( 22, 359単位 )	24, 215円
要介護4 ( 24, 677単位 )	26, 726円
要介護5 ( 27, 209単位 )	29, 468円

(2)同一建物に居住する者に対して行う場合

要支援1 ( 3, 109単位 )	3, 368円
要支援2 ( 6, 281単位 )	6, 803円
要介護1 ( 9, 423単位 )	10, 206円
要介護2 ( 13, 849単位 )	14, 999円
要介護3 ( 20, 144単位 )	21, 816円
要介護4 ( 22, 233単位 )	24, 079円
要介護5 ( 24, 516単位 )	26, 551円

\*介護職員等処遇改善加算 I = 利用総単位数 (月) 14.9%  
II = 利用総単位数 (月) 14.6%  
III = 利用総単位数 (月) 13.4%  
IV = 利用総単位数 (月) 10.6%

\*看護職員配置加算 I = 月 900 単位 975 円

\*初期加算 = 登録した日から 30 日間 1日 33 円

\*認知症加算 I = 920 単位  
II = 890 単位  
III = 760 単位  
IV = 460 単位

- I ①認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものが20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。  
②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものに対して、専門的な認知症ケアを実施した場合  
③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導にかかる会議を定期的を開催  
④認知症介護指導者研修修了者を1名配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施  
⑤介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定
- II ①、②、③の要件を満たす場合
- III 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものに対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合
- IV 要介護状態区分が要介護2以上であるものであって、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱに該当するものに対して小規模多機能型居宅介護を行った場合

\*サービス提供体制強化加算

すべての従業員に対し事業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施予定していること・実施される研修であること。利用者に関する情報や留意事項の伝達又は介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていること。尚且つ

- I 介護福祉士が70%以上又は、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当すること 750単位 813円
- II 介護福祉士が50%以上配置 640単位 694円
- III 介護福祉士が40%又は、常勤職員が60%又は、勤続7年以上の者が30%以上のいずれかに該当すること。 350単位 379円

\*総合マネジメント体制強化加算

I = 1200単位 1300円

①②④⑤に加え、⑥⑦⑧⑨は事業所の特性に応じて1つ以上実施している場合

II = 800単位 867円

①②の要件を満たしている場合

- ①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種共同により、随時適切に見直しを行っていること
- ②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加していること
- ③地域の病院、診療所、介護老人保健施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること
- ④日常的に利用者とのかかわりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること
- ⑤必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ⑥地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者状態に応じた支援を行っていること
- ⑦障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること
- ⑧地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
- ⑨市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること
- ⑩地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行なっていること

\*訪問体制加算＝1000単位 1083円

訪問担当する常勤従業員2名以上配置・当該指定事業所における1月当たりの延べ訪問回数が200回以上

\*看取り体制加算＝1日64単位 74円

死亡日及び死亡日以前30日以下について死亡月に算定。看護職員配置加算Ⅰを算定し、看護師により24時間連絡体制確保と対応方針を決め当該対応方針の内容をその家族に説明し同意を得ている

\*科学的介護推進加算 40単位 44円

上記のほかに介護保険対象外費用として下記の内容が実費となります。

◇通所サービス：昼食費（700円）・おやつ費（100円）×利用した回数

◇宿泊サービス：1泊3200円 夕食費700円 朝食費400円

◇個人使用のおむつ代、洗濯費用、日用品用は実費

※食事キャンセルの場合は一週間前までにご連絡ください。一週間を過ぎた場合はキャンセル料として食事代をいただくことになります。

## 6 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

サービスの種類	内容・標準的な手順	保険適用有無	単位	利用料
小規模多機能型 居宅介護サービス	通所サービス 宿泊サービス 訪問サービス：24時間	保険適用有	月	要支援・要介護度別の規定額
食事の提供に関する費用	食事はすべて施設内で手作りしています。	保険給付外	1回	朝食400円 昼食700円 夕食700円 おやつ100円
宿泊に要する費用	宿泊室の詳細 ・全室個室 ・寝具及びリネン類完備	保険給付外	1泊	3,200円

## 7 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

## 8 苦情申立窓口

<p>小規模多機能型居宅介護まめ・まめ (介護予防も含む)</p>	<p>電話 042-620-5830          苦情受付担当者 小峯 紀子          苦情解決責任者 小峯 紀子          苦情相談対応の基本手順          ① 苦情受付          ② 苦情内容の確認          ③ 苦情解決責任者等への報告          ④ 苦情解決に向けた対応の実施          ⑤ 再発防止又は改善の措置          ⑥ 苦情解決責任者への最終報告</p>
<p>八王子市福祉部高齢者福祉課相談担当</p>	<p>電話 042-620-7420</p>
<p>東京都国民健康保険団体連合会</p>	<p>電話 03-6238-0177</p>

## 9 非常災害対策

<p>関係機関への通報・連絡体制の整備について</p>	<p>地震や水害、火事等は突然起こります。当事業所は、利用者の安全確保の為に防災管理者の管理の下、関係機関への通報、避難誘導、食料、非常用のオムツ、毛布など事業所の中で必要な物全てを整備いたしております。</p>
<p>避難・救出等必要な訓練の実施について</p>	<p>利用者の保護に必要なことは防災マニュアルを作成しており、事業所内で定期的に避難訓練を行います。</p>
<p>● 事故発生時の手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発見者は事故・災害時対応マニュアルに従って、迅速に事故             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ の対応・処置を行い利用者の安全確保を行う。</li> </ul> </li> <li>● 同時に家族、管理者へ連絡を行う。</li> <li>● 必要に応じて事故・災害時職員緊急連絡先へ職員の応変要請             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ を行う。</li> </ul> </li> <li>● その場の職員へ適切・明確な指示を出す。</li> <li>● 必要に応じて八王子市役所介護保険課へ連絡する。</li> <li>● 責任者(発見者)は、明確に記録し職員研修会等で職員へ事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ の報告を行う。</li> </ul> </li> <li>● 職員側の過失や災害等不可抗力による事故においては損害賠償             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 償保険対象となります。</li> </ul> </li> </ul>

## 10 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団七星会 中野団地診療所
	院長名	外山 攻
	所在地	八王子市中野山王2-28-9
	電話番号	042-623-5488
	診療科	内科 小児科
	入院設備	無
	救急指定の有無	無
契約の概要		
協力歯科医院	医療機関の名称	医療法人社団周稚会 功生歯科医院
	院長	吉田 隆子
	所在地	西多摩郡日の出町平井三吉野桜木239-7
	電話番号	042-588-0230
緊急連絡先1	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
緊急連絡先2	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

## 1 1 ハラスメント対策の強化

事業者は適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、利用者やその家族から受けるものや職場内において行われる性的な言動、又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

## 1 2 高齢者虐待防止の推進

事業者は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するために次に掲げる措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止のための指針を整備すること
- ・従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

## 1 3 身体的拘束等の適正化の推進

- ・身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 1 4 感染症や災害への対応

- ① 事業者は感染症や災害時が発生した場合であっても、必要な介護サービスが持続的に提供できる体制を構築する観点から事業所継続に向けた計画の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 事業者は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。
  - (1) 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催します。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針整備を図ります。
  - (3) 事業所において感染症の予防及びまん延防止のための研修、および訓練を定期的実施します。

## 1 5 第三者評価実施の有無

第三者評価は実施していません

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、(甲) に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、

- (甲) に対して本書面に基づいて上記重要事項説明書を説明しました。
- (甲')

事業者 法人名 有限会社 サポートスタッフほほえみ  
取締役 矢島 清子

住所 東京都八王子市犬目町 103-24

名称 小規模多機能型居宅介護 まめ・まめ 印

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

(甲) 利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(甲') 署名代行者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印